

次のとおり、公募により企画提案を募集し、最も優秀な提案をした者を契約の相手（候補者）として特定する手続き（公募型企画提案方式）を実施するので公告する。

令和7年6月12日

公益財団法人奈良県地域産業振興センター
理事長 山下 真

1 業務概要

（1）業務名

令和7年度越境EC参入支援事業業務委託

（2）業務内容

3により交付する仕様書等のとおり

（3）契約期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

（4）委託上限額

金2,965,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 参加資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- （1）日本国内に営業所または、事業所を有していること。
- （2）インボイス制度に基づき、税務署の審査を受けて登録される適格請求書発行事業者であること。
- （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- （4）民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- （5）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- （6）宗教法人法第2条に規定する宗教活動を主たる目的とする団体でないこと。
- （7）政治資金規正法第3条に規定する政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- （8）奈良県暴力団排除条例（平成23年3月奈良県条例第35号）第6条に規定する、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当しない者であること。
- （9）過去3年間に公益財団法人奈良県地域産業振興センター（以下、「当センター」という。）または県等の地方公共団体、商工会議所等の経済団体のほか公的団体から同種または類似業務の受注の経験があり、委託内容を確実に履行できるものであること。

3 公募型企画提案説明書、仕様書の配布

- （1）配布期間 令和7年6月12日（木）から令和7年7月3日（木）まで
- （2）配布場所 当センターのホームページからダウンロード

4 参加申込書の提出方法、提出期限、提出先

本件公募型企画提案に参加しようとする者は、次により参加申込書を提出しなければならない。

- (1) 提出方法 持参又は郵送
郵送の場合、配達を証明できる方法によること。提出期限必着とする。
- (2) 提出期限 令和7年7月3日(木) 午後5時(必着)まで
持参の場合の受付時間は、土日祝を除く平日の午前9時から午後5時まで。
- (3) 提出先 下記11の問い合わせ先のとおり

5 企画提案にかかる質問及び回答

- (1) 提出方法 様式5の質問書を使用し、FAXにより提出(提出期限必着)
なお、質問書を送信する際は、到着確認のため必ず電話連絡すること。
- (2) 受付期限 令和7年6月19日(木) 正午(必着)まで
受付時間は、土日祝を除く平日の午前9時から午後5時まで。
- (3) 提出先 下記11の問い合わせ先のとおり
- (4) 回答方法 当センターのホームページに回答を令和7年6月26日(木)午後3時以降に掲載する。なお、個別には回答しないこととし、質問者名は掲載しない。

6 企画提案書の提出方法、提出期限、提出先

- (1) 提出方法 持参又は郵送(電子データにおいてはメール)
郵送の場合、配達を証明できる方法によること。提出期限必着とする。
- (2) 提出期限 令和7年7月3日(木) 午後5時(必着)まで
持参の場合の受付時間は、土日祝を除く平日の午前9時から午後5時まで。
- (3) 提出先 下記11の問い合わせ先のとおり

7 最良の提案をした者の特定方法

令和7年度越境EC参入支援事業業務委託事業者選定委員会において、あらかじめ定めた審査基準及び方法により審査を行い、候補者を特定する。なお、提案者は、選定委員会において対面によるプレゼンテーションを実施するとともに、質疑にも応答すること。

開催日時 令和7年7月16日(水) 時間未定(予定)

開催場所 奈良県産業振興総合センター 第3会議室

なお、詳細については参加申込書および企画提案書の提出後、要件を満たしたと判断された者に対して改めて通知する。

8 契約の締結

審査の結果、選定された最優秀提案者を契約候補者として特定した後、速やかに委託業務内容等について打ち合わせを行い、契約内容等の確認をし、業務委託契約を速やかに締結する。当センターが指示する資料がある場合は速やかに提出すること。

9 契約の不締結

7の候補者特定後、契約締結までの間に、特定した候補者(以下、被特定者という。)について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 正当な理由なく、契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 被特定者の責めに帰する理由により、委託期間内に業務を完了する見込がないことが明らかになったと認めるとき。
- (3) 被特定者が業務に応募できる資格がないことが判明したとき。

- (4) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (5) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (6) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (8) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (9) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（4）から（8）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (10) この契約に係る下請契約等に当たって、上記（4）から（8）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（9）に該当する場合を除く。）において、当センターがこの契約の相手方に対して下請契約の解除を求め、この契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (11) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を当センターに報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

10 契約の解除

契約締結後、受託者が9（1）～（11）のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。この場合、受託者には損害賠償義務が生じる。

11 問い合わせ先

〒630-8031 奈良市柏木町129番地1 奈良県産業振興総合センター3階
 公益財団法人奈良県地域産業振興センター 事業化推進課あて
 TEL 0742-36-8312
 FAX 0742-36-4010
 メールアドレス nara-ec-global@nara-sangyoshinko.or.jp
 ホームページ URL <https://www.nara-sangyoshinko.or.jp/>

12 その他

- (1) 本件企画提案の参加によって必要な提案書の作成、提出等に要する経費は、提案者の負担とする。また提出された提案書類等は返却しない。
- (2) 審査結果は、企画提案書を受け付けた事業者に対して書面で通知し、11 問い合わせ先に記載のホームページにて審査結果を掲載する。なお、審査結果に対する一切の異議申し立ては認めない。
- (3) 詳細は、公募型企画提案説明書及び業務委託仕様書による。

以 上